

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年1月23日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年2月7日から同月27日まで縦覧に供する。

平成26年1月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
豊稔池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業) 札幌地区	観音寺市経済部農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 宮の下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 萩原幹線地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 下出水地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 阿弥陀池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 白坂下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 植松地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 豆塚地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 八兵地区	〃